

国立大学法人大分大学における令和3年4月1日付け事務組織の改組に伴う関係規程の整備に関する規程

令和3年3月29日制定
令和3年規程第13号

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学公印規程(平成16年規程第9号)別表について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 職印の部中「財務課長」を「財務企画課長」とする。
- (2) 会計機関印の部中「経営管理課長」を削る。

(国立大学法人大分大学事務組織規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学事務組織規程(平成20年規程第74号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第4条の見出しの「部に置く課及び室の配置」を「部に置く課」とする。
- (2) 第4条第3項の規定中「財務課」を「財務企画課」とする。
- (3) 第4条第5項の規定中「経営管理課」を「経営戦略課」とする。
- (4) 第5条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
 - 3 経理課に挟間調達室を置く。
- (5) 第7条第2号の規定中「次長を置く。」を「次長又は調整役を置く。」とする。
- (6) 第7条第6号の規定中「課等に専門職員、主査又は係長を置き、」を「課等に専門員、専門職員、主査又は係長を置き、」とする。

(国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成16年規程第21号)別表第3中「財務部財務課」を「財務部財務企画課」とする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学予算管理規程(平成16年規程第53号)別表第3中「医学・病院事務部経営管理課長」を「医学・病院事務部経営戦略課長」とする。

(国立大学法人大分大学予算委員会規程の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学予算委員会規程(平成17年規程第84号)第9条の規定中「財務部財務課」を「財務部財務企画課」とする。

(国立大学法人大分大学契約適正化委員会規程の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学契約適正化委員会規程(平成25年規程第22号)第8条の規定中「財務部財務課」を「財務部施設企画課」とする。

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程(平成22年規程第7号)別表第1中「経営管理課長」を「経理課挟間調達室長」とする。

(国立大学法人大分大学認定再生医療等委員会規程の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学認定再生医療等委員会規程(平成28年規程第54号)第22条第2項及び第23条の規定中「医学・病院事務部経営管理課」を「医学・病院事務部経営戦略課」とする。

(国立大学法人大分大学病院経営企画・評価委員会規程の一部改正)

第9条 国立大学法人大分大学病院経営企画・評価委員会規程(令和2年規程第57号)第3条第1項第11号及び第12条の規定中「医学・病院事務部経営管理課長」を「医学・病院事務

部経営戦略課長」とする。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。